

一八世紀オルレアン法曹界における法学的諸潮流の交錯  
——オルレアン上座裁判所付検事ギヨーム・フランソワ・ルトローヌ  
(一七二八—一七八〇) の三論稿の分析をもとにして

大川四郎

一 問題の所在

- 二 『自然法と市民（ローマ）法との体系的比較』
- 三 『司法官の現状とその退廃に関して』
- 四 『刑事裁判に関する省察』
- 五 むすびにかえて

一 問題の所在

中央フランスのロワール県の中心地オルレアンとは、フランス法制史上、極めて重要な町である。古くは一三世

紀において、ブルージュ、アンジェとともにフランス人文主義法学の中心地として、オルレアンの法学校はその名をヨーロッパ全土に馳せた<sup>(1)</sup>。そして、一八世紀においては、「一八〇四年のフランス民法典の父」として知られている法学者ロベール・ジョゼフ・ポティエ（Robert Joseph Pothier, 一六九九—一七七一）が当地の法学校から輩出している。

こうなると、オルレアンの法学校には綿々と一二世紀以来の伝統が継承されているのではないかとの印象を受けがちである。しかし、実際には、童話作家としてつとに知られるシャルル・ペローが若き日に法学士号の学位を取得するためには短期間オルレアンに滞在した折のことをその回顧録の中で述べているように、一六世紀以降のオルレアンの法学校は退廃を極めていた<sup>(2)</sup>。実際にも、この事態はポティエの時代でも変わってはいなかつた。今日まで残っている数編のポティエ評伝によると、ポティエは法学校での講義には期待せず、自学自習により法律学を修めたということが伝えられている<sup>(3)</sup>。このような事情があつたためであろうか、後に、自分自身が母校で「王立フランス法教授」として教鞭を執るようになつてから、彼は法学教育の改善を試みているほどである。

こうした法学校の衰退振りにもかかわらず、ポティエとオルレアン上座裁判所・オルレアン大学でのその前任者フレデオ・ド・ラ・ジャネス（Michel Prevôt de la Jannès, 一六九六—一七五〇／一七四九）らの市民法学者、ダニエル・ジュウス（Daniel Jousse, 一七〇四—一七八一）といふ刑法学者がこのオルレアンを中心に活躍している。それは何故なのだろうか。

一八〇四年のフランス民法典の学説史的研究としては、既にアンドレ・ジヤン・アルノオ（André-Jean Arnaud）教授による『フランス民法典の学説的起源』（*Les origines doctrinaires du code civil français*, Paris, 一九六九）といふ博士論文がある<sup>(4)</sup>。この中で、一八世紀フランスの法曹の知的環境も広範囲に明らかにされているのだが、ポティエ

を輩出したオルレアンの法学校についてはさほど叙述が割かれているわけではない。

そこで、本稿では、ギヨーム・フランソワ・ルトローヌ (Guillaume François Le Trosne, 一七一八—一七八〇) と  
いう人物について検討してみたい。彼は、オルレアンでボティエに師事し、一七五〇年よりオルレアン上座裁判所  
付検事 (avocat du roi au présidial d'Orléans) として一〇年間勤務する傍ら、後述するよろじ、当初はブレゴー・ド・  
ラ・ジャネスの自宅で、そしてその死後は後任者ボティエの自宅で開催されていた研究会 (répétition, conférence)  
に常連として参加していた法律家である。アンシャン・レジーム末期の刑事司法改革に関与し、『刑事司法に関する  
省察——オルレアン・バイ裁判所での演説』 (*Vues sur la justice criminelle - discours prononcé au Baillage d'Orléans*,  
Paris, 一七七七)、『刑事立法改革』に関する報告 (Reflexions sur la réforme de la législation criminelle, Paris, 一七七七)  
という論稿を発表しており、拷問の廃止を主張している。<sup>(5)</sup> 他方、早くから「ノーマンズ」、なかへやへ、重農主義  
の学派に与し、後にはその論客として活動をやめていた。ルトローヌは、ボティエの死後、『ボティエ先生追悼伝』  
(*Eloge historique de M. Pothier*, Paris, 一七七三) による評伝を残している。

そればかりか、彼が残している初期の論稿に『自然法と市民（ローマ）法との体系的比較』 (*Methodica juris naturalis  
cum juri civili collatio*, Orléans, 一七五〇) と『司法官の現状とその退廃に関する——一七六三年一月十五日にオル  
レアン・バイ裁判所での審問開始に際しての報告』 (*Discours sur l'état actuel de la magistrature, et sur les causes de  
sa décadence prononcé à l'ouverture des audiences du baillage d'Orléans, le 15 novembre 1763*, Paris, 一七六四) とふたつ  
のがある。<sup>(6)</sup> これら二編の論稿はいずれも、ボティエ生前の時期にあたり、著者がその研究会に参加していた頃のも  
のである。前者は著者が若干一二歳の時の著作であり、検事官以前であるから、この中には師事したブレゴー・  
ド・ラ・ジャネス及びボティエからの学問的影響を読み取ることが可能である。

他方、後者の中には、逆にルトロースを介して当時の時代精神に対するオルレアンの司法官らの姿勢を読み取る  
ことができるであろう。特に一八世紀フランス私法学を集大成したポティエについては、これまで、法律学の研究  
に挺身する他は、宗教にのみ関心を抱くだけであつたとしか理解されていなかつた。<sup>(7)</sup> 例えば、彼の死後に残されて  
いた蔵書は、若干の法律学書を除くと、その大半は神学書であつた。<sup>(8)</sup> また、その生前には、時代精神、つまり、い  
わゆる啓蒙精神には嫌悪感を示していたと、<sup>(9)</sup> これがオルレアン大学での同僚による追悼演説の中で語られて  
いる。このようない点につき、生前のポティエに高弟として仕えたルトロースの視点から、具体的にとらえ直すことが  
できるである。

更に、『刑事司法に関する省察』の中には、オルレアン上座裁判所付検事としての実務経験をもととして、当時  
のフランスでの刑事裁判についての彼なりの深刻な洞察がこめられている。<sup>(10)</sup> に、一八世紀のヨーロッパ諸国に  
おける刑法改革の導火線ともなつたチエザーレ・ベッカリーアからの強い影響を読み取ることができるであろう。  
ちなみに、後述するように、裁判官としてのポティエは拷問を嫌つていた。そのためか、大半が私法に関わる彼の  
一連の彼の「概論」(traité)の中では例外的存在であり、未完成の遺稿をもとに編纂された『刑事訴訟法概論』(«Traité  
de la procédure criminelle») は「<sup>(11)</sup> 平凡な内容に留まつてゐる。

以下、ルトロースによる初期の一編、後期の一編、計三編の論稿の検討により、一八世紀オルレアンの法曹界で  
交錯した法学的諸潮流について考察を進めていく。

## 注

(1) フランスの中世大学史家マルセル・フルニエール (Marcel FOURNIER) はその大著 *Les statuts et priviléges des universités franç*

aises depuis leur fondation jusqu'en 1789 tome 1 (première partie : Moyen-âge - Universités d'Orléans, d'Angers, de Toulouse (Paris, L. Larose et Forcel, 1890) (註脚 pp.1—259&#131)～一五世纪のオルレアノ大学の記述)あててある。これに基く叙述をし、Marcel FOURNIER, *Histoire de la science du droit en France tome III (Les universités et l'enseignement du droit en France au moyen-âge)*, Paris, librairie du recueil général des lois et des arrêts et du journal du Palais, L. Larose & Forcel, 1892, réimpression de l'édition Paris 1892, Scientia Verlag Aalen, 1970, notamment pp.1-133. がある。オランダのマイヤースによるオルレアノ大学史研究」の点、大久保泰甫「(翻訳・紹介)第一回(註脚のホルレアノ大学について)――『フランス中世王権とレジスト』覚書――(一)(1)未完」、名古屋大学法政論集第116号(一九六六年)、一一一八(註脚)同様四〇号(一九六七年)、五四—一〇(註脚)最近では次の文献がある。Etudes néerlandaises de droit et d'histoire présentées à l'Université d'Orléans pour le 750<sup>e</sup> anniversaire des enseignements juridiques éditées par Robert Feenstra et Cornelia M. Ridderikhoff, dans Bulletin de la Société archéologique et historique de l'orléanais, nouvelle série, tome IX, №.68, avril 1985.

(2) 「一六五一年に私は……(中略) ……その時以来サークス大司教猊下の縫代理となつていたといふのがアレ氏及び今も健在であるといふのメンシニア氏と共に、学士号を取得するためオルレアノへと旅立つた。当時は、今日そうであるほどには学士号取得はむつかしいことではなかつたし、市民法及び教会法その他の学位についても同様であつた。到着したその日の夕刻より、私たちを受け付けてもらいたいものだとの気が起つて、夜の一〇時頃と云ふのに、法学校の戸口を私たちはたたいた。小使が窓のところに現れて私たちの話に応じ、私たちが何を望んでらるかを知るや、私たちに金子が用意できているかを尋ねた。この点につき、私たちがそれを持ち合わせてないことを回答すると、小使は私たちを学校構内に入れてくれ、博士たちを起しに行つた。(以下して、私たちに口頭試問をするために出てきた三人連れの博士たちはナイトキャップの上に四角い(大学の)制帽をかぶつてゐた。……(中略) ……私たちのうち最初に試問された者は――どのような質問であったかは今となつては私は思い出すことができないのだが――厚かましくも次のように答えたのであつた。すなわち、『婚姻とは夫と妻との法律上の

結合であり、生涯にわたって不離不可分の同衾をむぬむ』と述べ、この点にまつわる利点を——ところは、彼は（あらかじめ）暗記していたからなのだが——幾つか並べ立てた。次に別の質問が為されたが、彼は何ら有効な回答をすることができなかつた。続いて、残る二名の受験者も試問されたのであるが、その出来は第一受験者ほどではなかつた。しかしながら、三名の博士たちが述べたことには、「一年以上」の方にわたりければまことに頭試問がうまくこなされたことはないし、私たちが彼らと同じく何ら知識を備えてゐる」とのことであつた。私が思ひには、私たちが支払つた貨幣——試問の間ずっと私たちの背後で博士たちが勘定していくだけれど——の音が、私たちの回答を実際そうである以上に優れたものとして博士たちに評価されるには、いかばかりか役立つたに違いない。翌日、サン・クロワ教会、橋のほとりにあつた（オルレアンの）処女立像……（中略）……を見学した後、私たゞはペリグの帰途についた。回の田の「十七田」私は弁護士として登録された。（括弧内は引用者が補足）  
 「Au mois de juillet de l'année 1651, j'allai prendre des licences à Orléans avec M. Varet ... qui a été depuis grand-vicaire de monseigneur l'archevêque de Sens, et avec M. Merjout, qui vit encore. On n'étoit pas en ce temp-là si difficile qu'on l'est aujourd'hui à donner des licences, ni les autres degrés de droit civil et canonique. Dès le soir même que nous arrivâmes, il nous prit fantaisie de nous faire recevoir, et, ayant heurté à la porte des écoles sur les dix heures du soir, un valet qui vint nous parler à la fenêtre, ayant su ce que nous souhaitions, nous demanda si notre argent étoit prêt. Sur quoi ayant répondu que nous l'avions sur nous, il nous fit entrer et alla réveiller les docteurs, qui vinrent au nombre de trois, nous interroger avec leur bonnet de nuit sous leur bonnet carré ... Un de nous, à qui l'on fit une question dont il ne me souvient pas, répondit hardiment : *Matrimonium est legitima maris et foeminae conjunctio, individuum viuae consuetudinem continens*, et dit sur ce sujet une infinité de belles choses qu'il avoit apprises par cœur. On lui fit ensuite une autre question sur laquelle il ne répondit rien qui vaille. Les deux autres furent ensuite interrogés, et ne firent pas beaucoup mieux que le premier. Cependant ces trois docteurs nous dirent qu'il y avoit plus de deux ans qu'il n'en avoient interrogé de si habiles et qui en sçussoient autant que nous. Je crois que le son de notre argent, que l'on comptoit derrière nous pendant que l'on nous interrogeoit, servit de quelque chose à leur

## 一八世紀オルレアン法曹界における法学的諸潮流の交錯（大川）

- faire trouver nos réponses meilleures qu'elles n'étoient. Le lendemain, après avoir vu l'église de Sainte-Croix, la figure de bronze de la Pucelle qui est sur le pont, ... nous reprîmes le chemin de Paris. Le 27 du même mois, nous fûmes reçus tous trois avocats.» Cf., «Ecrits d'amateurs et d'artistes - *Mémoires de ma vie* par Charles Perrault *Voyages à Bordeaux* (1669) par Claude Perrault publiés avec une Introduction, des Notes et un Index par Paul Bonnefond», Paris, librairie Renouard, H. Laurens, éditeurs, 1909, pp.29-31)。△△△  
 用訳ではあるが、邦語文献としては次のものがある。トマソ・アリエス著杉山光信・杉山恵美子共訳『(子供)の誕生——アンシャン・ルバーム期の子供と家族生活』、みやや書房、一九八〇年、一九二一一九三〇頁。また、この他にも次のよう  
 な文献がある。M. J. LOISELEUR, *L'Université d'Orléans pendant sa période de décadence*, Orléans, 1866.
- (3) 抜稿「ロベル・ラミヤー・モーテの耶利烏讃(イエリヤン)の『試論(1)』」、名古屋大学法政論集第一一四号(一九八七年二月刊)、五五頁。
- (4) この作品に対する詳細な書評として、野田良之「(紹介)トマソ・アルノ・トマソス民法典の学説的起源」(André-Jean Arnaud, *Les origines doctrinaires du code civil français*, 1969)、「日本法学」第七号(一九七二年)、有斐閣、一一一—六一頁)。
- (5) ハムス・トーロー著田村淑訳『監獄の誕生——監視と处罚』、新潮社、一九七七年刊、八四、八七、九〇—九一、一〇六  
 頁。
- (6) Cf., De La Place de MONTAG, art. «Lettres», dans *Biographie universelle (Michaud) ancienne et moderne*, Paris, chez Madame C. Desplaces (Paris) / Librairie de F. A. Brockhaus (Leipzig), 1843-1863, tome 24, pp.373-474; Eugène DAIRE, «Physiocrates - Quesnay, Dupont de Nemours, Mercier de la Rivière, L'Abbé Baudeau, *Le Trosne - avec une introduction sur la doctrine des physiocrates, des commentaires et des notices historiques*», réimpression de l'édition de Paris (1846), Slatkine reprints, Genève, 1971, pp.879-884.
- (7) 藩擣擣擣△△△—△△△
- (8) A.-F. FREMONT, *Recherches historiques et biographiques sur Pothier publiées à l'occasion de l'érection de sa statue*, Orléans et Tours,

1859, p.233.

(9)

「しかしながら、」の上もなく善行に富むこの人物は——どうのは、彼は信仰を「の上もなく愛していたからであるが——似非哲学者たちが無節操にも野放しになっている状態を私とともに何度となく苦々しく嘆いていた」というのは、「」彼らの輩らは、その諸著作により信仰を否定した上で、あらゆる面におこり（aris = area（平面）の奪格）不信心の戦争を宣言していたからである。彼ボティエは我々の（現代の）境遇を悲しんでいた。どうのは、かかる時代におこり「の上もなく恥むべき流行病（lues）がその撒き散らす息でもってフランスを汚したからである。（その流行病は）様々な人倫（mores）が歪曲されたことにより生じたのであるから、その流行病が逆に人倫の荒廃を悪化させはしないか、ついには公的諸制度及び公的に認められた様々な習慣（disciplines）からその力（nervi）を奪ってしまわなかると、彼ボティエは憂慮していた（veretur）。この問題についての立派な証言（cuius rei luculentum testimonium）が、どうへ最近に遺稿として出版されたのであるが、公法に関する彼ボティエの論稿という形で現存してこそ」（«Quoties autem ille vir beneficentissimus, quia religionis amantissimus erat, necum graviter conquestus est de effientatā quorundam pseudophilosophorum licentia, qui scriptis suis religionem adorti, nefarium aris bellum indexerunt ! Nostram dolebat vicem, quod hāc aetate teterima illa lues, afflau suo Galliam infecisset. Verebatur ne, cūm esset ex monum depravatione nata, ipsa vicissim morum depravationi afferret cumulum, publicisque institutionibus ac disciplinis nervos tandem incideret. Cuius rei iuculentum in postumo ejus tractatum nuperinē publici juris facto, extat testimonium»（Cf., Breton de MONTRAMIER, *De Laudibus Anteerroris Doctrina et Moribus Præstantissimi Oratio*, Aureliae (Orléans), 1772, dans *les Oeuvres de Pothier*, édition par Le Frose, Paris, 1844, tome I<sup>e</sup>, pp.1-16, notamment p.15.））の遺稿文の中でも及ぶられるボティエの遺稿とは、次の二文である。すなわち、その内容が実体に合致したもののかどうかは問はずに不動産占有者がその権利関係をめぐって宣誓を為した場合は、当該占有者を保護すべしであると規定したボアトゥー慣習法をめぐり、「占有者が自らの権原について宣誓を為した時は（正当権原あり）とみなすべきである旨を述べたボワトゥー慣習法の文言はボアトゥー地方に限定して解釈・適用されるべ

ある。なぜなら、いのよくな文は次のものとはおよそ調和するものではないからである。すなわち、現代におけるおもしきものの道徳の荒廃、そして、かくも蔓延してしまい、あからさまにものうと人口に膚淺してしまった無宗教、いふべきアーマー慣習法とは調和するものではないからである。」（括弧内は引用者が補足。『Cette disposition de la coutume de Poitou, qui veut que le possesseur soit cru à son serment de son titre, doit être restreinte dans son territoire : elle ne s'accorde guère avec l'horrible corruption des moeurs de notre siècle, et avec l'irréligion qui fait tant de progrès, et qu'on professe si publiquement et si impunément』（Cf., POTHIER, *Traité de la prescription qui résulte de la possession*, dans *les Oeuvres de Pothier*, édition par Le Trosne, Paris, 1844, tome 10, p.403, n°100, fin.）。

## 一 『自然法と市民（ローマ）法との体系的比較』

本書はオルレアン大学で法学士号を取得するためにルトロースが執筆した論文がもとになつていて<sup>(10)</sup>、まだ大学では教鞭を執つてはいなかつたのだが、このルトロースの処女作はポティエ著『新編ユスティニアヌス学説彙纂』からの強い影響を受けている。

これら二点の作品に共通しているのは、『ローマ法大全』の中の最重要部分である『学説彙纂』の体系性の欠如を克服して、論理的に一貫させようと試みてゐる点である。『学説彙纂』に体系性が欠如していること自体は、ポティエ自身の創見によるものではなく、ユスティニアヌス帝の法制局長官トリボニアヌスの恣意的編纂によるものである」とが、フランス人文主義法学はなやかなりし頃に、ギヨーム・ビュデ、フランソワ・オマンらにより明

らかにされたことである。<sup>(12)</sup>

まず、当時の大書記長ダゲツソウにその重要性を高く評価された『新編ユスティニアヌス学説彙纂』の緒言部の冒頭において、ポティエは「学説彙纂」の中の顯著な欠陥としては体系を欠いていることである。故に何らかの体系を樹立することが本書の目的なのである」という趣旨を述べている。<sup>(13)</sup>

これに関するルトローヌの意見は次の通りである。

「實に『学説彙纂』とは次のごとく構築されている。すなわち、かくも多くの諸問題のもとで疲労している精神に對して、重い負担を除去してやる秩序体系が何ら存在しない、ほどなのである。かくして、いかに配列したとしても記憶を助けない。諸法文は、相互の関係が密接ではないので、一貫せる法的理性を何ら示してはいない。それらの法文は——あたかも單なる諸事実ではあっても記憶を困難にしているがごとく——精神（の注意）を引くとはいえ、それと同時に消え去つてしまふ。諸法文は、秩序づけられてはいないままでその各章各項目に放置されているばかりか、しばしば無計画にも他の章項目下でもばらばらの状態のままで散見される。こうした状態ではいわんや法体系すらも博学な人々の前にも現れぬし、（法体系は）（このように法文が無秩序のまま）寄せ集められているだけからではまず発見され得ない」（括弧内は引用者が補足）<sup>(14)</sup>

として師と同じ見解を示している。

しかし、ボティエの場合、「法文を読解すること自体に基づく市民法についての知識が、ユスティニアヌスの『学説彙纂』において欠落しているところの体系（methodus）により再定律せられるよう」<sup>(15)</sup>という目的で完成させた

ものに対し、『法学提要』や『旧勅法彙纂』の中からでも、同一の事項を規定しているものがあれば、「幾何学的理性でもって」(geometrica ratione)<sup>(16)</sup>、それらをも挿入するなどして諸法文の並べ替えをしているのだが、『学説彙纂』本来の配列への加工は最小限に止めたものであった。<sup>(17)</sup>

これに対し、ルトロースは、「(書物によって伝えられてきた公正なるラチオ)は、ローマ法がそれを享受しているところのかの権威——理性の秤により衡量するべき権威を支えており、そして当該権威を解明 (discutire) するに際して以下の「い」ときいの上もなく学識に富んでいるかのデカルト的体系 (Cartesii methodum)——それは『他ならぬ我々自身によって確証されたものを導入すべし』と」を命じているのであるが——を喜んで適用するのである<sup>(18)</sup>と述べ、デカルト的公理主義と近世自然法論の援用を鮮明に打ち出している。これにより、彼が目指しているものとは、「諸法文が正しい秩序によって配列された」(leges recto ordine dispositae)<sup>(19)</sup>『学説彙纂』の中に「法体系」(systema Juris) を確立する<sup>(20)</sup>ことに他ならない。

と同時に法の内容の適正化をも実現しなければならない。そこで、「それ (自然法) は、真実の法律であるばかりか、万人に対する普遍的に妥当し、恒常不斷でもある公正な理性である。当該理性は、遵守されるべきは清廉なるものたること、恥ずべきことは拒絶されるべきこと、を説示する」<sup>(21)</sup>のであるから、こうした理念を基盤とした自然法論の導入により、ルトロースは「両方の法 (ローマ法及び自然法) の整合化」(utriusque Juris convenientia)<sup>(22)</sup>を図らんとするのである。かくして、彼は、グロチウス、ブーフェンドルフらの典籍は無論の「い」として、

「自然法において、専ら指導者として私が従わんとしているのは現代の卓抜せる著作家ヨハン・ゴットリープ・ハイネッキウスである。彼（の著作）はその内容の配列と簡潔さという点において他（の著作家）を凌駕してい

るからである」（括弧内は引用者が補足）<sup>(23)</sup>

と述べ、ドイツ人自然法学者ハイネッキウス著『自然法及び万民法綱要』に依拠して叙述を進めていく。おそらくは、彼の師ポティエがその『新編ユスティニアヌス学説彙纂』冒頭の長い緒言部の中で自らが利用した文献の一つとして引用していたからでもある<sup>(24)</sup>。

ルトロースの処女作の構成は次のようにないでいる。いわばハイネッキウスの構成に強く影響われていて、うかがえる。<sup>(25)</sup>

自然法及び市民法についての緒論（*Dissertatio de jure naturali et civili*）

第一章 人間の諸行為の本性について（*Caput prium 'De actionum humanum natura atque indole'*）

第二章 人間の諸行為の規範及び自然法上の原則について（*Caput II 'De norma actionum humanum, atque Juris Naturalis principio'*）

第三章 神に対する人間の義務について（*Caput III 'De officio hominis erga Deum'*）

第四章 人間の自分自身に対する義務について（*Caput IV 'De officio hominis erga seipsum'*）

第五章 他の未完成な<sup>あいまい</sup>のに対する諸義務について（Caput V 'De officio erga alios imperfectis'）

第六章 他の完成せるものに対する諸義務について、特に絶対的な諸義務について（Caput VI 'De officis erga alios perfectis, & speciatim de absolutis'）

第七章 他の条件付のものについて、第一には特に所有権を本源的に取得するに關する（Caput VII 'De officis erga alios hypotheticis, & primo quidem circa Domini acquisitionem originariam'）

第一節 私人間での物の分割について（Articulus primus 'De rerum inter homines divisione'）

第二節 本源的取得の諸態様について（Articus secundus 'De modis acquirendi originalis'）

第八章 所有権に本來的に先立つまいりの派生的な「所有権取得」について（Caput VIII. 'De derivativis domini acquisitionibus quae vivo priore Domino flunt'）

第一節 「いかなる態様」にて物の共同所有権が取得されるか（Articulus primus 'Quomodo acquiratur proprietas rei communis'）

第二節 他の物の所有権はいかなる態様にて取得されるか（Articulus secundus 'Quomodo acquitur proprietas rei alienae'）

第九章 死者の明示的な意思に基づく相続による派生的取得について（Caput IX. 'De derivativis acquisitionibus per

successionem ex voluntate expressa defuncti')

第一節 遺産の取得及び様々な種類の相続人に亘る (Articulus primus 'De hereditatis acquisitione & variis

heredum speciebus')

第二節 遺言の外的形式について (Articulus secundus 'De testamentorum formâ extrinseca')

第三節 遺言の内的形式について (Articulus tertius 'De formâ testamentorum intrinseca')

第一款 相続人の慣習 (1. 'De institutione hereditis')

第二款 自由人のみならずの慣習及び相続排除について (2. 'De institutione & exhereditatione liberorum')

第四節 いかなる態様により遺言は無効にされるか (Articulus quartus 'Quibus modis testamenta infirmatur')

第五節 遺産の信託遺贈について (Articulus quintus 'De fideicommissaris hereditatibus')

第六節 いかなる態様では特別に遺言は排へられて取扱われるか (Articulus sextus 'Quonodo acquiratur singulariter ex Testamento')

第七節 遺言補足書きについて (Articulus septimus 'De codicillis')

第一〇章 死者の推定意思に基づく相続による派生的取得について (Caput X. 'De derivativis acquisitionibus per

successionem ex voluntate praesumptâ defuncti')

第一節 表法上の無遺言者の遺産について (Articulus primus 'De hereditatibus intestarorum ex 12. Tab.')

第一節 法務官告示及び新法上の無遺言者の遺産について (Articulus secundus 'De hereditatibus intestatorum ex Edicto Praetoris, & novis Legibus')

第三節 ユスティニアヌス法上の無遺言者の遺産について（Articulus tertius 'De hereditatibus intestatorum Jure Justiniane'）

第四節 遺産占有について（Articulus quartus 'De honorum possessionibus'）

第一二章 われわれの物であるあれば他人の物であるあらむるに、様々な種類の権利について（Caput XI. 'De variis Juris speciebus quae nobis tūm in re nostrā, tūm in re alienā competunt」

第一節 対物権的地益権について（Articulus primus 'De Servitutibus realibus'）

第二節 対人的地益権について（Articulus secundus 'De Servitutibus Personalibus'）

第一二二章 所有権に基づく諸権利及び諸義務について（Caput XII. 'De iuribus & officiis quae ex domino oriuntur」

第一二三章 契約について（Caput XIII. 'De Pactis seu Promissis'）

第一節 ローマ法に基く契約について（Articulus primus 'De Pactis ex Jure Romano'）

第二節 厳格法上の契約、すなわち約定について（Articulus secundus 'De Pactis solemnibus, id est, de stipulationibus'）

第一四章 交易上の所有権へと設定された物、すなわち契約による（Caput XIV. 'De rerum in domino constitutaru

commercio, seu de Contractibus'）

## 第一節 價格について (1. De Pretio)

第二節 價格を与へねばならぬ或る種の物について (2. De quibusdam rebus pretium non admittunt)

第三節 ローマ法及び自然法における諸契約の分類 (3. Divisio Contractuum tam in Jure Romano quam in Naturali)

第四節 諸契約において遵守されねば衡平について (4. De aequitate in Contractibus servandâ)

第五節 厚意に基く契約について (5. De Contractibus beneficis)

第六節 無償契約について (6. De Contractibus onerosis)

第七節 付隨契約について (7. De Pactis accessoriis)

第八節 合意の解釈について (8. De Conventionum interpretatione)

第五章 かかるなる態様による債権債務關係は合意に基いて解消せらるゝ (Caput XV. 'Quibus modis Obligationes ex Contractibus Pactisque solvatur')

第六章 人間の自然状態について (Caput XV. 'De statu hominum naturali')

第七章 婚姻上の結合において遵守されねば諾義務について (Caput XVI. 'De officiis in societate conjugali observanda')

第八章 両親及び子供達の結合における遵守されねば諾義務について (Caput XVIII. 'De Officiis in societate

万民法に該当する部分が欠落しているが、いわゆる市民（ローマ）法の内容を「個々人の法から益々大きな全体の法へと上昇」(vom Recht der Einzelpersonen zu dem immer grösser Gesamtheiten aufzusteigen)<sup>(26)</sup> と見ていく近代パンデクテン法体系的な整理配列方式がルトロースによって選択されてくることが認められる。ゆつとも、整序した法源をどのように配列するかについて、ポティエがその『オルレアノ慣習法』(«Coutume d'Orléans»)冒頭の「慣習法への一般的序論」(Introduction générale aux coutumes)でも述べてゐるように、一八世紀フランスの法学者達は結果的には「法学提要」式編別を選択するに至る。<sup>(27)</sup>

だが、いわゆる自然法的配列で構成されたルトロース処女作の各論分野で、例えば、錯誤論、利息附近世貸借、離婚容認論などのように、近世自然法論といふ哲学的思想からの影響は特に認められない。

ところで、法学部史の文脈で述べるならば、当時のフランスの大学法学部で講じられていたのは、主として中世以来のローマ法と教会法であり、これに慣習法と王令を主たる素材としてフランス法が科目として加わったばかりであった。近隣のプロテスタンント諸国とは対照的なことであるが、フランスでは、コレージュ・ド・フランスにおける自然法講座開設（一七七四年）とドイツ法文化圏の影響下にあつたブザンソンとストラスブールの法学部とを例外とする、アンシャン・レジーム末期に至るまで自然法学が法学部において講じられることはなかつた。では、ルトロースはどのような形で近世自然法論と遭遇したのであらうか。

この点につき、アルノー教授は、当時のフランスの法曹が読書を通じて近世自然法論の考えに触れていたのではないかという趣旨を述べている。事実、ハイネッキウスの著作はいわば自然法論の標準的教科書として当時広く

ヨーロッパにおいて読まれている。<sup>(31)</sup> 大学での法学教育がひどい状況にあったことからすると、オルレアン上座裁判所評定官であつたブレブオ・ド・ラ・ジャネスがオルレアン大学で兼任していた「王立フランス法教授」(professeur royal du droit français)に許容されていた権限として、自宅にて毎週開催していた研究会の果たした役割が大きいのではなかろうか。<sup>(32)</sup> この大学外での研究会には、オルレアン近郊の法律家が集まつて、法律に関して自由な討議が行われていたようである。そして、ルトロースは早くからこの会合に参加していたようだし、ジャネスの上座裁判所での同僚であつたボティエもここでの常連であつたからである。オルレアンの法曹関係者のこのような集いにて、ルトロースはハイネックウスの著作に親しんだのではなかろうか。

ちなみに、ジャン・ドマとともに近世自然法学派のグロチウス、ペーフェンドルフそしてバルベイラックをしばしばその主著の中で引用しているブレブオ・ド・ラ・ジャネスの自然法論に対する姿勢には——それがいわゆるジョンセニスト的信念からであるかどうかはともかくとして——懷疑的な側面も読み取ることができるのだが、一七四七年一一月二五日に行つた講演『市民にとっての有用性に従い、自然法的諸規定を或いは伸長させ或いは縮小させる（実定的）諸法律により判例を確定するべき』との必要性について』の中で、

「（前略）かくして市民（ローマ）法は自然法と相互に補強し合い、両者は賢明なる調和でもつて社会の共通善に協力するのである」<sup>(33)</sup>（括弧内は引用者が補足）

と述べており、自然法への関心を示している。

更に付言するならば、ジャネスを介してボティエの『学説彙纂』研究の意義をいち早く認め、学問的支援を惜し

まなかつた大書記長アンリ・フランソワ・ダゲッソウ (Henri-François d'Aguesseau, 一六六八—一七五一) 自身が、グロチウス、ペーフェンドルフ、バルベイラックらによる近世自然法論の諸著作に強い関心を寄せていたことを見逃すことはできない<sup>(35)</sup>。ダゲッソウはボティエをパリへ引見したり、現存してはいないものの、オルレアンにて数多くの書簡を書き送り、研究上の提案を与えているほどである。両者の間で、近世自然法論に関する意見交換があつたと考えることは決して不自然なことではない。そのためであろうか、オルレアンの法律家の中でも、特にボティエはその『債務法概論』をも含めた一連の著作の中において、肯定すると否定するとにかかわらず、グロチウス、ペーフェンドルフ、バルベイラックらによる近世自然法論上の見解に並々ならぬ関心を払っている<sup>(36)</sup>。

一般的に弟子は師のその折々の思索を未熟ながらも忠実に反映すると考へてよければ、ルトロースのこの処女作の中には、法源体系化を模索していた一八世紀オルレアン法曹サークルが近世自然法論に寄せていた関心を推察することができるのであるべ。

## 注

(10) Cf., notice biographique sur «*Le Trosne (Guillaume-François)*», dans l'ouvrage manuscrit *Bio-bibliographie du Loiret* (c.1905) par Charles CUSSARD, p.158. Ph. G. RICHARD 著 (Le Directeur des Archives départementales du Loiret) 一九九五年一月一〇日付書簡にて提供されたコピーによる。

(11) 一七四八年にルアーブルまでの旅に付き添つたルトロースは、「〔法学提要〕を持参したといふ、道中、それにつれてボトイエの談話があたひながら手引められた」 ルトロースの述懐をレジメ (LE TROSNE, *Éloge historique de M. Pothier* (ci-après *Éloge*), dans les *Oeuvres de Pothier* (édition par Le Trosne), tome I, Paris, 1844, p.69° 従うべく、井上久美子 大学在学中

の頃からルートローネはボティエとの面識を得ていたと考えられる。むろん、大学への進学者数が非常に限られていた当時は、教授と学生との交流は現代よりも密であったと考えるべきかぬ一れな。

- (12) Vgl., Paul KOSCHAKER, "Europa und das römische Recht", SS.105-107. Hans Erich TROJE, "Die Literatur des gemeinen Rechts unter dem Einfluss des Humanismus", in *Handbuch der Quellen und Literatur der neuen europäischen Privatrechtsgeschichte*, Band III, herausgegeben von Helmut Coing, C. H. Beck, München, 1977, SS.615-795, besonders 689-690, 697-698.

(13) 「(前略) 同一の法律家のものであって同一の書物から引用せられた判断ではあつても、時折、様々に調和せず矛盾するものが出現する。従つて、『学説彙纂』における実に沢山の法文はほとんど理解され得ない。……(中略) ……それ故に我々が認識するのは、『学説彙纂』において真なる矛盾と、相互に矛盾した諸見解——それらは共に法的効力と権威とを示すといふものであるが——が際立つてゐるゝである。……(中略) ……『学説彙纂』の以上のような諸欠陥に付け加わつてゐる最大のものとしては、全作品の中になくてはならないふうにハリとある。……(中略) ……それ故に、法文を読解するゝと自体に基づく市民法についての知識が、ユストゥリアヌス帝の『学説彙纂』において欠落してゐるところの体系により再定律せられるやうによつて……(中略) ……以上のりふが、りの著作において我々が提示するといふの我々の労力の目的なのである。」(括弧内は引用者が補足) «...dissidentes et invicem repugnantes apparent, variae interdum ejusdem Jurisconsulti ex eodem libro de prompta sententiae. Hinc etiam multa in Pandectis vix possunt intelligi... Veras ergo in Digestis antinomias agnoscamus: contrariaque invicem opinones, quae tamen eamdem pariter vim legis auctoritatemque praferunt... His Pandectarum vitius illud accedit maximum, quod nulla ferè in toto Opere fuerit adhibita Methodus... Ut igitur ex ipsa legum lectio Juris Civilis peritia facile comparari possit, restituā methodo quae in Pandectis Justinianeis desideratur, ... ; hic est nostri quem in praesenti Opere exhibemus laboris scopus....» (Cf., Robert Joseph POTHIER, *Pandectae Justinianee in novum ordinem digestae* (ci-après, *Pandectae*), Parisis, 1748, toms primus, praefatio, pp.xcvij-xcix).

一八世紀オルレアン法曹界における法学的諸潮流の交錯（大川）

(14)

«Ita enim Pandectae congestae fuerunt, ut nulla ordinis methodus menti sub tanto rerum pondere fatiscenti succurrat, nulla divisio memoriam adjuvet ; Leges inter se non cohaerentes nullam offerunt continuatam Juris rationem, quasi nuda facta memoriam onerant, attingunt simul animum & elabuntur. Etenim antecedentia quaque passim Consequentibus praeposterè subjiciuntur ; Leges non solum inordinatae in suis titulis errant, sed & saepè tenerè sub aliis titulis dispersae vagantur. Hinc systema Juris medium affulgeat occulis studiosorum, vix potest erui ex tantâ congerie. *Hinc & fastidium generat laboris difficultas, & ingenium torquet obscuritas Legum, quae si recto ordine fuissent dispositae, lucem aperiissimam à se invicem muturarentur.*» (Cf., Guillaume François LE TROSNE, *Methodica juris naturalis cum juri civili collatio* (ci-après *Methodica*), Aureliae, praefatio, 1750, pp.xv-xvij)<sup>15)</sup>

本稿前注<sup>16)</sup>を参照。

POTHIER, *Pandectae*, Praefatio, p.xcvi.

(17)

「『学説彙纂』の編纂者達によつて提起せられた七つの部分への著作の分割と、彼等編纂者達自身が整理したこれらの卷及び章のつながりを——たゞべ、それら (division et series) があまり適してはこなへぬ——我々は遵守しかつ精確に実行してこね。丁度、我々の事業ができるだけ（原型かの）煙わらぬいふがなやむべしと、我々の事業は、それについて理解されねばめいふに基づく、原型より形成されねこね」 («Operis divisionem in septem partes ab ordinatoribus Pandectarum proposiam ; item librorum Titulorumque seriem quemque ipsi distribuerunt, etsi minus idoneam, servavimus tamen & ad amissum exsequuti sumus : ut opus nostrum ab Archetypo cuius intelligendi grarâ totum conjectum est, quam minimum recederet») (昭島内訳引用部を補足)。Cf., POTHIER, *Pandectae*, Praefatio, p.xcix)。<sup>17)</sup>

(18) «Juvat (recta ratio scriptis tradita) eam, quā Jus Romanum fruiur autoritatem rationis lance expendere, & in eā disquiendā sapientissimam illam adhibere Cartesii methodum, quae jubet nihil nisi nobis ipsis comertum & perspectum admittere.» (昭島訳文が用意者が補足) Cf., LE TROSNE, *Methodica*, p.i).

(19) いの表現は前掲注<sup>(14)</sup>に引用したルトローヌのラテン語原文を筆者（大川）が一部変えて引用したものである。

(20) 当時の法学者の中には、「体系（システム）」といふ用語に対し反発を示す者がいたことを看過すべきではない。例えば、刑法学者ミュイヤール・レ・ヴァーグラン（一七三七—一八〇七）は、元来刑法の専門家でもない啓蒙主義者（フィロゾーフ）らが唱える刑法改革論議について、否定的なニュアンスを込めて「ハベテム」と切って捨てているのである（石井三記著『一八世紀フランスの法と正義』、名古屋大学出版会、一九九九年、一一五—一一七頁）。

(21) «Est vera lex, recta ratio, congruens, difusa in omnes, constans, sempiterna, quae docet observanda ea esse quae honesta sunt, turpia fugienda» (Cf., LE TROSNE, *op.cit.*, p.ii).

(22) Cf., LE TROSNE, *loc.cit.*

(23) «In Jure Naturali ducem plerumque sequar autorem nostrae aetatis exquisitum Jo. Gottl. Heinecium, qui ordine & brevitate alios superat» (Cf., LE TROSNE, *Methodica*, p.xvij).

(24) 「比較的近世の（法学者）中でも、いの当該学問（法律学）における特別な賞賛を受けるに値しうるのは、ローマでは教皇クレメンス一二世の時代にいの上もなく学識に富んでいたグラヴィナであり、ドイツとオランダではヴィリヘルム、クーハルト・ヘルム、スコット・イング、ハイネックィウス等非常に沢山の人々である」（括弧内は引用者が補足。«Inter recentiores autem, praecipuam in hac eadem arte laudem meruerunt apud Romanos eruditissimus Gravina tempore Clementis Papae XI. apud Germanos & Batavos Vinnius, Everardus Noodt, Schultingius, Heineccius ; & alii denique passim quam plurimi» (Cf., POTHIER, *Pandectae*, Praefatio, p.xcij)。

(25) ヨハネス・ヘイネッキウス著「自然法及び万民法綱要」(Johan Gottlieb Heiniccius, «Elementa juris naturae et gentium», Hallae, 1737) の構成は次の通りである。

緒論 (Praefatio)

第一卷 自然法 (*Liber I. Ius naturae*)

第一章 自然法及び万民法の性質と構成について (Caput I. De natura et constitutione iuris naturae et gentium)

第二章 人間的諸行為の本性及び才能について (Caput II. De actionum humanarum natura et atque indole)

第三章 人間的諸行為の規範及び真の自然法的規範について (Caput III. De norma actionum humanarum, veroque iuris naturalis principio)

第四章 後者の規範（眞の自然法的規範）を諸行為へ適用するいふ、及びそれ故に生ずるいれら諸規範間の相違について (Caput IV. De applicatione hujus normae ad actiones, et emergente inde harum differentia)

第五章 神に対する人間の諸義務について (Caput V. De officiis hominis erga Deum)

第六章 人間の自分自身に対する諸義務について (Caput VI. De officiis hominis erga seipsum)

第七章 他の絶対的にしてかつ完璧なるものに対する諸義務、特に「何人をも害する勿れ」について (Caput VII. De officiis erga alios absolutis, et perfectis, speciatim de nemine laedendo)

第八章 他の不完全なものに対する諸義務について (Caput VIII. De officiis erga alios imperfectis)

第九章 他の質権的なものに関する諸義務、就中、本源的所有權取得について (Caput IX. De officiis erga alios hypotheticis, et primo quidem, circa dominii acquisitionem originatiam)

第一〇章 本性的な第一の所有權と成るいふの様々な所有權取得について (Caput X. De derivativis dominii acquisitionibus, quae vivo priore domino fiunt)

第一一章 死者による処分及び無遺言に基づく相続を介しての様々な（所有權）取得について (Caput XI. De derivativis adquisitionibus per successione, ex dispositione defuncti et ab intestato)

第一二章 所有權より発生するいふの諸権利及び諸義務について (Caput XII. De juribus et officiis, quae ex domino oriuntur)

第一三章 所有権及び交易へて設定された物に關する (Caput XIII. De rerum, in domino constitutaturum, commercio)  
第一四章 契約に關する (Caput XIV. De pactis)  
第一五章 かかる態様により債権債務関係は契約に基づいて解消されるか (Caput XV. Quibus modis obligationes ex contractibus solvuntur)

## 第二卷 万民法 (Liber II. Ius gentium)

第一章 人間の自然状態及び社会状態に關する (Caput I. De statu hominis naturali et sociali)

第二章 婚姻社会において遵守されべき諸義務に關する (Caput II. De officiis, in societate coniugali observandis)

第三章 両親及び子供の結合体において遵守されべき諸義務に關する (Caput III. De officiis, in societate parentum et liberorum observandis)

第四章 家長社会において遵守されるべき諸義務に關する (Caput IV. De officiis, in societate herili observandis)

第五章 我々が家族と呼ぶべき結合社会において、及ち当該社会に於ける遵守されべき諸義務に關する (Caput V. De societate composita, quam familiam vocamus, officiisque in illa observandis)

第六章 国家社会の起源、その形態及び性質に關する (Caput VI. De societatis civilis origine, forma et adfectionibus)

第七章 至高の権力（主権）及び当該権力を取得する諸態様に關する (Caput VII. De summa potestate, eamque adquirendi modis)

第八章 主権に内在的な諸権利に關する、当該諸権利との関係と並ぶある種の総論に關する (Caput VIII. De juribus maiestatis immaterialibus, quidque circa ea iustum sit)

第九章 主権が違反する権利に關する (Caput IX. De juribus maiestatis transuntibus)

第一〇章 市民の諸義務に關する (Caput X. De officiis civium)

(26) Vgl., Andreas B. Schwarz, "Zur Entstehung des modernen Pandektensystems", in *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*

(Romanistische Abteilung), Band 42, Weimar, 1921, S.603. A. B. ハーヴァルツ著 塙浩訳「近代パンテクラン体系の生成」(『墻

浩著作集〔西洋法史研究〕第一巻 西洋における法認識の歴史』信山社出版、平成四年（一九九二年）、五一頁)。

- (27) ポティエは次のように述べてゐる。「我々の慣習法は三つの異なる種類に分類され。」)の序論の第1章においてこの配列  
について概括的に論じておられる。続いて「一般的な主題には、やなわら、人、物、訴訟である」(«On distingue trois différentes  
espèces de nos lois coutumières. Nous traiterons sommairement de cette division dans le premier chapitre de cette introduction. Dans les trois  
chapitres suivants, nous donnerons quelques notions générales sur les trois objets généraux de notre droit municipal, qui sont les personnes,  
les choses et les actions.» (Cf., POTHIER, *Coutumes d'Orléans*, in *Oeuvres complètes de Pothier*, édition par Le Trosne, Paris, 1844, p.2, n°  
4.)

(28) Cf., ARNAUD, *op.cit.*, pp.153-170.

- (29) Cf., L. W. B. BROCKLISS, "French Higher Education in the Seventeenth and Eighteenth Centuries - A Cultural History", Oxford  
University Press, 1987, p.279.

Cf., ARNAUD, *op.cit.*, p.55.

- (30) H・ローベンク著佐々木有司訳「ヨーロッパ法史録」創文社、昭和五五年（一九七九年）、八七頁。ラハスにおけるハイ  
ネッキウスの述論については、Cf., ARNAUD, *op.cit.*, pp.138-139. また Minoru TANAKA, «Bemerkungen zu J. G. Heineccius (1681-  
1741) als Privatrechtsdogmatiker», 南山法学第一大巻第三・四合併号（一九九三年三月）、三九七頁以下。

- (32) ルイ十四世による一六八一年の王令により許容された。通常の競争試験により任用されていた正教授の場合は、一六七  
九年のサン・ブルネーの命令によって「研究会」を自由に開催する権限はなかった (Alfred CURZON, *L'enseignement du droit français dans les universités de France aux XVII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècles*, dans *Revue*

*d'histoire du droit français et étranger*, 1919, pp.209-269 et 305-364, notamment, pp.228-229)。

- (33) フィリップ・ブルベイラック（一六七四—一七四四）は、スイスのコロニー・トゥルーハウス・ル・ブルランでは古典語を、スイスのアカデミー・ル・ローザンヌ、そしてオランダのクローランゲン大学で自然法を講じながら、クロチウス、ブーフェンドルフによる重要著作をラテン語の原文から仏訳した。フランス語が外交公用語として通用性を広めつつあつたため、彼の仏訳を媒介として一八世紀ヨーロッパに近世自然法思想が伝播するようになった。この点につき、拙稿「近世自然法論の一八世紀フランス債務法論に対する影響——シャン・バルベイラック版クロチウス、ブーフェンドルフの一八世紀フランス法曹への普及を手がかりとして」（比較法史学会編『文明装置としての国家（比較法史研究——思想・制度・社会⑤）』、未来社、一九九六年、一七〇—一七八頁）。Cf. Philippe MEYLAN, *Jean Barbevrac (1674-1744) et les débuts de l'enseignement du droit dans l'ancienne Académie de Lausanne - contribution à l'histoire du droit naturel*, F. Rouge & C<sup>ie</sup> S.A., librairie de l'Université de Lausanne, 1937. Shirō OKAWA, *L'influence de Jean Barbevrac (1674-1744) sur la formation des obligations contractuelles dans la pensée juridique française du 18<sup>e</sup> siècle*, mémoire pour l'obtention du Diplôme d'Études Supérieures de la Faculté de droit de l'Université de Genève, mars 1995, pp.5-24.
- (34) «C'est ainsi que la loi civile prête au droit naturel un secours qu'elle en reçoit à son tour, & que tous deux, par une sage harmonie, conspirent au bien commun de la société» (Cf. Michel PREVOST DE LA JANNÈS, *Les principes de la jurisprudence françoise, exposés suivant l'ordre des diverses espèces d'actions qui se poursuivent en Justice*, Paris, chez Briasson, 1759, tome premier, p.xix).
- (35) タゲッソウは長男において法律学の勉強の仕方に「こゝに手を止めよ」と書簡の中で次のよハに述べてゐる。「(必読書の) 一〇九して挙げておあたるは、… (中略) …『万民法』と呼ばれる法についてクロチウスが著した『戦争と平和の法』」ところが書物の冒頭に掲げられてゐる緒論部である。クロチウスが「」で展開してゐるのは、法の一般原理、様々な種類の法について非常に明快な考え方である。その際に、彼が援用してゐる一連の峻別と定義とは、ローマ法上の著作家らのそれよりもはるかに精確である私には思われる。… (中略) … (い) よへな次第で) (い) の緒論部は一度ならず精読するに値する」(括弧内は引

用者が補足。『L'un est les prolégomènes du livre que Grotius a fait sur le droit ... qu'on pouvait appeler *Jus inter Gentes*, et que Grotius a intitulé *Jus Belli et Pacis*. Il donne, dans la préface ou prolégomènes de ce livre, des idées fort justes et fort précises sur les principes généraux des lois, et sur leurs différentes espèces, par des distinctions et des définitions qui m'ont toujours paru beaucoup plus exactes que celles qu'on trouve dans les auteurs du Droit romain. Cette préface ... mérite d'être méditée attentivement, et même d'être lue plus d'une fois.』(Cf., Henri-François d'AGUESSEAU, «*Instructions sur les études propres à former un magistrat. Première instruction, contenant un plan général d'études, et en particulier celle de la religion et celle du droit*», dans «*Oeuvres choisies de d'Aguesseau, chancelier de France*», tome premier, Paris, 1819, pp.353-354)。「最近に新された書物の中、此處の著者より起して評價されることは、私が、結婚であるまことばへ一歩一歩進むにつれて著『自然法および万民法』である。息子より、父以上の勇気をおもえが備えてこのよへに私は願へ。正直に坦白やる」自分の理解力不足によるものであらへか、私はこの作品を読み通すことができなかつた。著者は「一歩一歩進むにつれて、私の文体たるや、遺傳学派並みに、少しづつ進歩不鮮明となつてゐる」が残念である。』(『Parmi les modernes, les savans du Nord estiment beaucoup le gros Traité de Puffendorf de *Jure Naturali gentium et civili*. Je souhaite que vous ayez plus de courage que je n'en ai eu, mon cher fils. Mais je vous avoue, peut-être à ma confusion, que je n'ai jamais puachever la lecture de cet ouvrage. L'auteur est profond à la vérité ; mais il écrit à la mode des péripatéticiens qui obscurcissent souvent ce qu'ils veulent définir, ...』(Cf., d'AGUESSEAU, «*Instructions sur les études propres à former un magistrat. Deuxième instruction. Etude de l'Historie*», op.cit., pp.388-389)。また、タカラベニヤマトカドミー・エ・ローキハヌモ辞職してクロリハヌハ大学へ赴任する途上のバルベイラックをパリで接見してゐる。この点よりも、バルベイラックはジュネーブの神学者テオレンティリイにあひて次のように書き送つてゐる。すなわち、「私がパリに立ち寄った時に、大書記長ダゲツソウ閣下は法に関する私の二つの著作をよべりしや御嘉納下さるがほした。これらの著作とは、『法の許容するもの』と『法の効用について』だや。... (中略) ...」の時に、閣下御自身がお話を出されたので、後日、「学問の効用について」といふ小冊子をもお送りしました。当地に

着てから、私は陛下の御好意をかたじけなくお受け申す」（« Mr. le Chancelier d'Aguesseau reçoit favorablement les deux Discours (les deux discours sur la Permission & sur le Benefice des Loix)... que je lui fis présenter, en passant à Paris ; & je lui ai fait depuis envoyer le Discours sur l'utilité des sciences, dont il m'avoit lui-même parlé. J'ai eu l'occasion d'approuver la faveur de ce seigneur, depuis que je suis ici...»）（<sup>レ</sup>樂部は原文のまゝ。Cf. Lettre inédite de Barbeyrac à J.-A. Turrentini du 16 octobre 1717, Bibliothèque Publique et Universitaire de Genève, Ms. fr. 484, fol. 215）。

<sup>(36)</sup> Cf., OKAWA, *op.cit.*, pp.46-50, 61-87, 91-98.

### II 『司法の現状とその廃止に關して』

副題から明らかなようだ、この論稿は、一七六三（一）年一月十五日にオルレアンのバイイ裁判所にて、同僚裁判官の前でルトロースが行つた報告の全文である。「フランス全土の下級裁判所では予算削減や統廃合に直面しているばかりでなく、巷間での司法官の権威が減じているが、」（<sup>レ</sup>）オルレアンでは法学校での教育革新を基軸として、上座裁判所での評定官の世代交代も順調に進み、職能団体（compagnie）としての結束も維持されてゐる。以上が全体の趣旨である。報告の終わりの方で、オルレアンの上座裁判所での現状を述べるにあたつて、「我々一同も」の尊敬すべき大先生（doyen）の教え子なのですけれども、御本人が現に御出席なので、これ以上の賛辞は差し控えます」と云ふたします」（<sup>38</sup>）と云ふ一節がある。「大先生」の実名は本文には出てきてはいないが、印刷された報告に加えられている脚注では、ボティエの経験が長々と述べられてゐる。つまり、他ならぬボティエの面前で為された

報告ということになる。

本文ばかりか、報告翌年の刊行時にルトローヌが付加した脚注をも注意深く読んでいくと、幾つか時代の興味ある側面が浮かび上がっている。

第一にはいわゆる当時の啓蒙思想に対する姿勢である。啓蒙思想とは、フランス大革命前後のフランスの政治社会秩序の形成に大きな影響を及ぼすことになるのだが、実際には、この思想運動を担った論者により微妙な点で相違があり、ひとくくりにして語ることはできない。時代的には、この作品が公刊された一七六四年と言えば、当時の出版統制局長官であった名門法服貴族マルゼルブの采配のもとに、啓蒙思想上の重要な著作が刊行し尽くされた頃である。<sup>(39)</sup>また、パリに倣つて一七二五年にはオルLEANにもアカデミーが創立され、ここを起点として新しい思想が流入していったようである。<sup>(40)</sup>急進化して宗教を否定している論者に対してルトローヌは警戒感を露にし、司法官への悪影響を次のように憂えている。

「新しい哲学思想は、神が御自らの英知に最も妥当すると判断なさつた道でもって人を導いているところの啓示の松明を吹き消してしまうばかりか、現世における人の歩みを導くための理性の光すらをも残しません。」：（中略）…この有害な思想の喧伝者らは自らは人類に対して恩恵を施しているのだと吹聴し、自らが生を受けたかも不幸なる世紀を『哲学の世紀』と呼んでいます。」：（中略）…こうした思想は市民を教育するのにはたして妥当なのでしょうか？…（中略）…人倫がこのような状態にあるとすると、何が司法官を待ち受けていることになるのでしょうか。」：（中略）…裁判所が既に被っているような荒廃に抗して司法官はいかなる手段を有しているでありますか？」<sup>(41)</sup>

右に引用した一節に該当する一つの脚注の中で、このような急進的で啓蒙思想家の著作として、スイス人ジヤック・ルソーの『人間不平等起源論』を挙げ、その中心的論議を長々と要約している。<sup>(42)</sup>更に、いかに頑強な法秩序を有してはいても、国内の風紀の乱れから滅亡を遂げた古代ギリシアの故事をモンテスキュー著『法の精神』の中から引用しつつ、「新しい哲学思想」の行き過ぎを本文の中で批判している。<sup>(43)</sup>

他方、「光がいたる所から上がっています。徳ある人々がその著述により人々を啓蒙し、信念を奉じていています。我々はそれらの書物を熱心に読み、彼らの真摯な態度に賞賛を惜しません。そして著者らと共に自らの蒙昧を恥じるのであります」と述べながら、ルトローヌは重農主義者に与する態度を表明している。重農主義に基く政策の実現こそが当時の国家の閉塞状況を開拓するのだと確信し、続く脚注では、後にフランス大革命では穏健な立憲君主主義の論陣を張るミラボオの父親でもあつたヴィクトル・リケッティ・ミラボオ(Victor Riqueti marquis de Mirabeau, 一七五一一七八九)の著書『人間の友、又は人口についての考察』(*Ami des hommes, ou Traité sur la population*, 1756)を長文にわたって概述する形で、この学説に対する強い共感を示している。<sup>(44)</sup>

ルトローヌによる啓蒙主義に対する評価が論者によつてかくも分かれているものの背景としては、これまでのフランスの王権がその統治を正当化するために、フランスカトリック教会からの宗教的支援を巧みに調達してきたおり、司法権力を担つていた司法官らもまたかかる秩序原理の下にあつたからである。従つて、アンシャン・レジームを批判するあまりに無神論的傾向を帯びる論者については、拒否せざるを得なかつたのである。これに対し、重農主義者らは農業生産を唯一の富の源泉と考え、「レツセ・フェール、レツセ・パセ!」(Laissez faire, laissez passer!)という有名な標語にもあるように、経済活動は見えざる至高の法則に自律的に制御される自然状態に任せておき、これを阻害する障壁がある場合のみ、国家が介入すればよいと考えていた。このように稳健な立場であつたからこ

そ、チュルゴーらのような知識人あがりの官僚ばかりでなく、法律家ルトローヌらの支持をも取り付けていたのである。<sup>(47)</sup>

第二には、一部前述したことではあるが、下級裁判所であるオルレアン上座裁判所の評定官らの強い職能団体としての結束がうかがえる。重農主義政策への理想を表明しつつ、

「司法官が（重農主義者らの）設けるであろう先例をより盛り上げることとなりますように！そして自ら厳格に司法上の判断をつかさどりますようになに！」（中略）：かかる願望に駆り立てられ、上座裁判所は：（中略）：広大な全フランスのあらゆる所から、共通の希望を述べ、個人的利害はともかく、司法官層のためだけでなく、國家及び司法のためにも急ぎ御回答らんことをお願いいたします」（括弧内は引用者が補足）<sup>(48)</sup>

と述べている。そして、この一節に付した脚注において、（一）オルレアンの場合をも含めてフランス全土の上座裁判所が王権に対して、他の新興勢力（軍人、商人、金融業者）に比べれば些細のものでも構わぬから、司法官団もその職務への当然の報酬として恩典を求めていること（特に免税特權）、（二）裁判所の機能を果たすためにも予算の増額が必要であること、以上二点を陳情した、という趣旨を補足している。この陳情の直接の原因としては、貨幣価値の長期的低下により、当初、王示で固定されたままの俸給額や手数料収入が目減りしたという事情を考慮しなければならない。<sup>(50)</sup>

しかしながら、上座裁判所からの王権に対してのかかる陳情は認められることはなかつた。というのは、アンシャン・レジーム末期になり、慢性的財政赤字を解消させるために、今まで不課税の恩典を与えていた様々な特権的

中間諸団体への課税を構想した王権は、それら特権層から既得権を守らんがための強い抵抗に直面していた最中だつたからである。<sup>(52)</sup> その中でも最も頑強に抵抗したのが、法令登録権を盾にして王権側からの譲歩を迫ったパリ最高法院である。その抵抗は一七七〇年の大書記長モーブーの司法改革で頂点に達することになる。<sup>(53)</sup> こうした、いわゆる王権と最高法院との「対抗関係」が、このオルレアンにおいても（地理的にはパリのすぐ郊外という事情も手伝い）、「王権」対「上座裁判所並びにバイイ裁判所」の対抗関係として現れている。このような状況にも関わらず、ルトローヌは次のように述べている。

「（前略）司法官職の衰退が国家にとってどうして取るに足りぬことたり得ましようか？その職務を誇ろうとはせずとも、司法官は自らのはたすべき役割の重要性を悟っているのです。司法官自らが承知しているように、國家とは法律なくしては存在し得ないし、その法律とは裁判機関を欠いては何ら理解されることはありません。裁判をつかさどることによつてこそ、君主は臣民を統治し、自らの王国にくまなく君臨することができます。そして、すべての政治的諸団体を維持するところの権威を本質的につかさどる官庁が通常裁判所であります。すなわち、通常裁判所とは主権者（たる国王）と臣民とを結び付け、国王からの庇護を（臣民へ）媒介し、諸國民から<sup>(54)</sup> の忠誠心を（国王へ）保証するのです」（括弧内は引用者が補足）

ここには、厳しい現実がどうであれ、ひたすら法と正義の実現という任務に忠実であろうとするオルレアン司法官団の職能団体としての強い矜持をうかがうことができるであろう。

## 注

(37) アンシャン・レジーム期フランスの司法制度は、それぞれの「司法管轄区域」とのパルルマン（最高法院）によって担当されていた。この中でも最大の管轄区域を有していたのがパリ・パルルマンである。法令制定権者は国王ではあったが、その法令はパルルマンが登録しなければ、原則として法的効力を持ち得なかつた。もつとも、国王がその権限により、パルルマンへじきじきに出向いて強制的に登録せらるといふ道が残されていた。こうしたパルルマンを頂点にしたそれぞれの司法管轄が、行政（特に徵税）、軍事上の区画に対応して、更にアレヴォテ、バイヤージュ、セネシヨッセという下級裁判所により担当されていた。当初、審級制度、訴訟物価格が限定されではいなかつたために、パルルマンへの上訴が集中し、訴訟費用がかさむばかりか、パルルマンでの裁判が阻害せられるといふ事態が出てきた。そりや、一五五一年に国王アンリ二世が王示を発して、一定の事件（訴訟物価格が元本二五〇リーヴル以内）であれば終審として審理であるように、重要なバイヤージュの幾つかを選んで昇格せたのが、上座裁判所（sièges présidiaux）である（Cf., art. «Présidiaux», dans *Dictionnaire des institutions de la France XVII<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> Siècles* par Marcel MARION (ci-après *Dictionnaire Marion*), réimpression de l'édition originale de 1923, Paris, 1984, pp.449-451, notamment, p.449. ル・ル・オワ・ド・マリオン著 *フランス法制史概説*、有斐閣全書、昭和二九年（一九四九年）、四二二一—四二三四頁）。

(38) «... nous, les élèves de ce respectable Doyen, dont l'éloge nous est interdit par sa présence» (Cf., LE TROSNE, *Discours sur l'état actuel de la magistrature, et sur les causes de sa décadence prononcé à l'ouverture des audiences du baillage d'Orléans, le 15 novembre 1763* (ci-après *Discours*), Paris, 1764, p.57.

(39) 木崎喜代治著『マルセル・トランヌ一八世紀の一貴族の肖像』、岩波書店、一九八六年、二七頁。

(40) Cf., E. N. WILLIAMS, "The Ancien Régime in Europe - Government and Service in the Major States 1648-1789", London, Pelican Book, 1979, p.230.

(41) “Elle (= la nouvelle Philosophie) éteint le flambeau de la révélation, qui le conduit par les routes que Dieu a jugées les plus convenables à sa sagesse, & ne lui (= à l'homme) laisse pas même les lumières de la raison pour guider ses pas dans cette vie mortelle. ... les prédateurs de cette doctrine pernicieuse osassent se vanter d'être les bienfaiteurs du genre humain, & appeler le siècle malheureux qui les a vu naître, le siècle de la Philosophie. .... Cette doctrine est-elle bien propre à former des citoyens ? Dans cette position des moeurs, quel fort peut attendre la Magistrature, .... quel essoufle a-t-elle contre la désertion qu'éprouvent les Tribunaux.» (括弧内は引用者が補足。Cf., LE TROSNE, *Discours*, pp.16-18).

(42) 「新」の『哲学者達』は啓示を批判するふるう榮譽を担ひてゐます。... (中略) ...市民社会形成前の人間を考察し、且つ市民社会が如何に形成され得るかを検討するふるう口實で、彼らの『哲学者達』が想定したものは、かつて存在し得なかつた状態であり、そして彼らが提起したものは、理性ばかりか真実味にも欠ける体制でありました。彼らは好んで架空の人間をでっち上げています。ところより、大地の奥底から出てきたと思われるような多数の人間を想像してみると申すべきかもしだせません。しかし、どのようにして又いかなる経路によつてそれらの人間が出現したかは彼らの『哲学者達』は何も知らないのです。  
 : (中略) ...彼らによれば、社会の起源とは、自然に基く制度では決してなく、必要と利害によつて形成された偶發的状態であつたと言へます。... (中略) ...人間を完全に野獸の状態へと押し戻してしまつことなど事欠きませんでした。(『人間不平等起源論』の著者たる) カのジュヌーブ市民 (= ジャン・ジャック・ルソー) こそがついには決定の一歩を踏み出し、次のようにことを私どもに説示するべく運命づけられていました。すなわち、以上のよつないいが人間の本源的状態であったこと、人間は何世紀にもわたつて本能のみに動かされて生活してきたのであり、言語を使うことなどなく、同胞と社会生活を営んではいなかつたこと、推論とは偶然にかつ無意識のうちに人間に備わつた能力であるといい、以上です。かくも馬鹿げた話を(でつちあげているばかりでなく)、ののような状態を人間の黄金時代として懷旧し、理性の発達が自然の堕落且つ衰退であると嘆いてゐるのは、の著者にはふるわしゃべりやう。」(括弧内は引用者が補足。«Les nouveaux Philosophes se font gloire d'attaquer

la Révélation : .... Sous prétexte de considérer l'homme avant l'établissement des Sociétés civiles, & de rechercher comment elles ont pu se former, ils imaginent un état qui n'a jamais pu exister, & élèvent un système aussi dépourvu de raison que de vraisemblance. Il leur plaît de忘记 un homme factice & imaginaire ; ou plutôt, de créer une multitude d'hommes qui semblent sortis tous à la fois du sein de la terre, sans savoir comment ni par quelle voie ils y sont venus. ... selon eux, l'origine de la Société, qui n'est plus une institution de la nature, mais un état accidentel, formé par le besoin & l'intérêt. .... Il ne manquoit plus que de réduire tout-à-fait l'homme à la condition des bêtes : il étoit réservé au Citoyen de Genève\* (\*Discours sur l'inégalité des conditions = «Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes») de franchir ce dernier pas, & de nous enseigner que telle étoit la condition originale de l'homme, qu'il a vécu pendant des siècles entiers conduit par le seul instinct, sans l'usage de la parole, sans être en société avec ses semblables ; que le raisonnement est en lui une faculté accidentelle, qui lui est survenue insensiblement & par hazard. Il est digne de l'Auteur d'une fable si absurde, de regretter cet heureux état comme l'âge d'or du genre humain, & de déplorer le développement de la raison, comme la corruption & le déprérisement de la nature.»

(Cf., LE TROSNE, Discours, note (2), pp.59-64).

(43) Cf., LE TROSNE, Discours, pp.31-32.

(44) “La lumière s'est élevée de toute part ; des Citoyens vertueux ont éclairé les esprits par leurs ouvrages, & porté la conviction. Nous les lisons avec empressement ; nous applaudissons à leur zèle ; nous condamnons avec eux nos égarements» (Cf., LE TROSNE, Discours, p.47).

(45) 「[人間の友] の著者 (=カ・タ・ム・コケ・ト・ハ・ハ・ナ・ギ・キ) は、私的の関心をかくも重要な対象へ亘りたゞけやない、経済学の最初の基礎を築き、一国民の習俗と其の繁榮との間の密接な関係をも初めて示してくれたハ・シ・ハ・荣誉に輝こてこせや。…（中略）…農業は総ての技術のうちでも第一にいへるべゆゑの如す。これを愛し且つ称えるべきだ。なぜなら農業とは、富の第一の源であり、人口の尺度であり、最も社交的目的の無垢な状態であり、道徳と倫理との学校だからだ。…（中略）…（中略）…」の著者の作品が行政機構の全部署に何らの光をも投げかけぬ」となむるハーバーありおこしようか……（中略）…

いの作品はむしろ人道的、社交的、宗教的諸原理をも残すが……（中略）…カリスに人道主義の友たる、リの貴重な書物は、ゆく人々がそれらの光に従つて田舎を導へるやうな時代（トロス）国民の道德史におこゝ一時代を画すカリス「アーヴィング」（括弧内は引用者が補足）<sup>46</sup>。『L'Auteur de l'Ami des hommes à la gloire d'avoir le premier fixé notre attention sur des objets si importans, d'avoir jeté les premiers fondemens de la science économique, & montré la liaison intime des moeurs avec la prospérité d'une Nation. … L'Agriculture est le premier de tous les Arts : aimez-la, honorez-la comme la source première des richesses, & la mesure de la population ; comme l'état le plus sociable & le plus innocent ; comme l'école des moeurs & de la frugalité. … Quelles lumières son Ouvrage ne répand-il pas sur toutes les parties de l'administration ! … Quels principes d'humanité, de sociabilité, de religion ! … Cet Ouvrage précieux, & vraiment ami de l'humanité, ferait époque dans l'Histoire morale de la Nation, si les hommes se conduisent suivant leurs lumières.』（Cf., LE TROSNE, Discours, note (10), pp.79-81.）<sup>47</sup>。

〔五〇一〕 一九九一。安藤隆穂著『トロス啓蒙思想の展開』、名古屋大学出版部、一九八九年、111頁。

Cf., WILLIAMS, op.cit., p.228. 安藤著前掲書、九八頁。

『Que le Magistrat s'empresse de l'accélérer par son exemple, & qu'il se juge lui-même avec rigueur. … Animés de cette espérance, les

Présidiaux, réunissent aujourd'hui leurs efforts pour franchir la distance qui les sépare de la Majesté du Souverain. De toutes les parties de ce vaste Empire, ils lui adressent des voeux uniformes, … & s'empressent de faire parler, en faveur de la Magistrature, non l'intérêt personnel, mais celui de l'Etat & de la Justice.』（Cf., LE TROSNE, Discours, pp.49-51.）<sup>48</sup>

Cf., LE TROSNE, Discours, note (13), pp.88-90.

Cf., art. "Présidiaux", dans Dictionnaire Marion, p.450.

Cf., op.cit., p.451.

(52) Cf., WILLIAMS, *op.cit.*, pp.235-236.

(53) 石井三郎記「史料紹介」大法官モーテーの『国王への報告』について——フランス一八世紀後半の司法改革——」、和歌山県立医科大学進学課程紀要第一八卷（一九八八年）六〇一八〇頁。同「一八世紀フランスの『国制』像——モーテー期を中心として」（樋口謙）編『空間の世纪』、筑摩書房、一九八八年、四八一七八頁に所収）。

(54) « ... la ruine de la Magistrature peut-elle être indifférente à l'Etat ? Sans chercher à se prévaloir de ses services, il connaît l'importance de ses fonctions ; il sait que l'Etat ne peut subsister sans les Loix, ni les Loix se faire entendre sans l'organe des Magistrats. Il sait que c'est par l'administration de la Justice que le Prince régne sur ses Sujets, & se rend présent dans toute les parties de son Empire ; que les Tribunaux ordinaires sont les Ministres essentiels de cette autorité qui maintient tout le Corps politique ; qu'ils sont le lien qui unit le Souverain avec les Sujets, le canal de la protection du Prince, & les garants de la fidélité des Peuples» (Cf., LE TROSNE, *Discours*, pp.43-44.).

#### 四 『刑事裁判に関する省察』

この論稿は、副題にもあるようにオルレアン・バイイ裁判所で為された報告の原稿に若干の修正加筆を加えた後にして、一七七七年にパリで刊行されている。巻末に国王検閲官カティー・ド・セネヴィーの名による一七七六年一月一二日付出版許可が印刷されていふ」とか記すが、この作品の原型となつた報告は、一七七六年以前と考えてよからう。裁判所で為された報告としては、内容が刑事裁判全般にわたる平易なものである。最初に刑事訴訟の理念

を語った緒言に統いて、「第一部 刑事裁判の本性」、「第二部（刑事裁判の）形式と予審」、「第三部 判決と刑法」という構成で、オルレアン上座裁判所付検事という現職の立場から、当時の刑事裁判の諸問題を論じている。以下、幾つかの特徴を指摘しておきたい。

第一には、あるべき刑事司法の理念型を語っている文脈では、「（理性の）光」（lumière）とか「（無知蒙昧を理性の光に照らして）明らかにする」（éclairer）という用語がふんだんに散見することである。<sup>[55]</sup>たとえば、厳格な法定証拠主義で身動きがとれなくなっていた予審裁判の実態を批判しているくだりでは、「現実の制定法に見られるのは次のような文言しかありません。すなわち、習慣化された機械的作業に縛られた実務家を作り出しているが、（理性の）光に照らされた有能な裁判官を作り出すことはない文言なのです」と述べている。<sup>[56]</sup>これらの文言は、前節で検討した『司法官の現状とその退廃について』という論稿の中以上の頻度で使われている。ここには、ルートローネスなりの切迫した危機感が現れているとみてよいのではないか。

第二には、当時、モンテスキューがイギリスの国制を礼讃したように、一六七〇年王令下の糾問主義訴訟制度の運用面で弾劾主義的要素の導入を強く志向していることである。例えば、「制定法を最終的に適用する前に、あらゆる手続を精確に検討した上で、被疑者が有罪であることを立証するなり、あるいは同人を無罪として判定すべきです。判決段階まで不確定な点が残っている場合には、制定法は、そのような点については被告人を無罪とする推定に転じて然るべきでしょう。すなわち、制定法は、被告人の利益となるように適用しなければならないでしょう。」<sup>[57]</sup>として、無罪推定則の導入を主張している。また、「取調は被告人に対する予審と尋問により開始されます。ただし、被告人に十分に弁護の機会を与えずして、判決を下してはなりません。」と述べ、被告人への防御権の機会を確保しようとしている。

第三には、チエザーレ・ベッカリーアの『犯罪と刑罰』からの影響が極めて濃厚に読み取れることである。拷問制度に関するルトローヌの考え方とベッカリーアの一節とを比較対照してみよう。まず、ルトローヌは次のように述べている。すなわち、

「制定法は（予審）判事の手中に新たな種類の武器を与えました。まさしく制定法により、（予審）判事は武装したこととなるのです。すなわち、かかる制定法に許容された拷問の恐ろしい責め苦により、生身ではひよわな存在でしかない人間を攻めざりなみ、かくも効果的な手段の助けを借りて、（被疑者の）良心の最も奥底にまで強引に押し入ることが、（予審）判事には可能となつたのです。しかも、拷問の責め苦が行き過ぎると、（被疑者が）自己保存の本能から身にまとつていたベールを引き裂いてしまうことさえ可能となります。

だからこそ、（予審）判事は、拷問という手段により、被疑者を脅かしていきます。すなわち、自白をするかしないか次第で、拷問の苦痛を加減することによって、被疑者を追い詰めていきます。

なんということでしょうか！まさに、被疑者の体力ばかりか、その体つき、本人がどの程度の拷問の苦痛にまで耐え得るかという様々な条件があいまつて、これにこそ当該被疑者の運命がかかっていることになるのです。これでは、被疑者がはたして無罪か否かということではなくて、むしろ、その体力こそが試されていることになります。もし、被疑者が有罪であってもその体が頑強でさえあれば、拷問を耐え抜いて無罪ということになってしまいます。戦慄することなしに、一体、誰がこのような結末を支持することができますか？本当は無罪なのに、体力がないばかりに、（拷問の責め苦に耐え切れず、虚偽の自白をして）、命を失う被疑者もいるのですから。<sup>59</sup>」（傍線部と括弧内の補足は引用者）

ここでルトローヌが脚注で引用しているのは、『隨想錄』（一五八〇年）の中で拷問について皮肉つたモンテニュの一節である。<sup>(60)</sup>なるほど、以上の見解は自身が裁判官でもあつたモンテニュに負つているとしても、ベッカリーア著『犯罪と刑罰』の中の次の二節をも直ちに連想させる。

「（前略）更に、總ての人間の感受性には限度がある。従つて、苦痛から受ける印象とは増大し得るものであるから、その結果として、当該印象だけによつて占められてしまうと、拷問を受けている者に残されている自由とは、苦痛から逃れんがために、さしあたりはより安易なる道を選択することしかない。つまり、容疑者からの回答（自供）とは、（拷問の）火と水（への恐怖）から受ける印象と同じく必然的なものとなつてしまふ。そして、無罪ではあつても敏感な（＝拷問の苦痛に耐え切れない）者は、自ら容疑者であることを認めてしまい、このことにより、拷問の苦痛を逃れたものと思い込んでしまう。」（中略）：従つて、拷問の結果とは（容疑者の）体力と計算次第だということになる。そして、これは、それぞれの容疑者ごとに其の頑強さ（＝どのくらい体格がしつかりしているか）と其の感受性（＝拷問の苦痛にどのくらい耐え得るか）如何に比例しているのである。その結果、こうした方法では、数学者が裁判官よりもこの問題をうまく処理する事であろう。すなわち、無実ではあれ、容疑者の筋肉の強さと其の神経の感受性とを条件として、その者が当該犯罪の容疑者であることを自供させるために苦痛の度合を割出すこと、である。」（傍線部と括弧内の補足は引用者）

右に掲げた二つの抜粋引用のうち、傍線を施した部分には、単に文言ばかりでなく、趣旨の上からも相互に関連性があることを見てとれるであろう。ルトローヌの『刑事裁判に関する省察』の脚注を見る限りでは、ベッカリー

ア著『犯罪と刑罰』を参照した形跡は見られない。しかしながら、一七六五年にアンドレ・モルレの翻訳によるフランス語版が刊行されるや、ベッカリーアの著書はイタリアにおいてよりもフランス国内において大成功を治め、オルテールの激賞するところとなつてゐる。<sup>(62)</sup> 従つて、当時大評判になつてゐたモルレ版を媒介にして現職検事のルトロースがベッカリーアの著作に接していたと考えても不自然ではない。あるいは、「ボティエ先生は、この分野（刑事案件の審理）でも、公正さと透徹さという点で抜きん出ておられた。先生は、裁判官としてのあらゆる職務においておられだし、それらを見事にやつてのけられた。しかし、予審段階での拷問が予想されるような事案についてのみ、周囲の配慮で、担当をはずされていた。というのは、先生は拷問の凄惨な現場を正視することができなかつたからである。それは、倫理的感覚からというよりも、（拷問の刺激を）身体的に耐えることができなかつたからであった。」<sup>(63)</sup>（括弧内の補足は引用者）と後にルトロースが述懐しているように、拷問を嫌つていたという師ボティエからの感化によるとも考えられる。

以上のことから、ルトロースが拷問制度に対し批判的な立場にあつたことは明らかであろう。実際にも、次のように明示的に拷問廃止を主張したのであつた。すなわち、「拷問については、近世諸国家の中でも、当該制度を非難していたり、文明の恩恵の一つが、拷問を廃止したことだとしてゐる幾つかの実例があります。フランスもこのようない先例に従うべきことをどうして願わずにおれましようか？このような拷問実務は、洗練された文明諸国家の醇風美俗に反しております、狂氣のもとに設営されたおぞましき裁判所に打ち捨てられてしかるべきなのです（後略）。」<sup>(64)</sup> と。

(55) 「(批判の) 光」(ニ ハーハー ノ、ルード「(無限蒙昧を) 理性的の光に照らす方法」(ハクスルー) ルードは「當時の文脈で極めていた意味にこころざし」次の文献を参照。Cf., Georges MATORE, art. «Lumière», dans «Dictionnaire du Grand Siècle» sous la direction de François BLUCHE, Paris, Fayard, 1990, pp.919-920.

(56) «... la Loi ne donne que la Lettre qui peut faire un particien asservi à un mécanisme d'habitude, & non un Juge éclairé & capable» (Cf., LE TROSNE, *Vues sur la justice criminelle. Discours prononcé au Baillage d'Orléans* (ci-après *Vues*), Paris, 1777, p.50).

(57) «Mais cet acte définitif sera précédé de l'observation exacte de toutes les formes établies pour convaincre le coupable, ou pour justifier l'innocent ; & l'incertitude qui subsistera jusqu'au jugement, la Loi la tournera en une présomption naturelle pour l'accusé ; elle lui appliquera la faveur & l'avantage du doute.» (LE TROSNE, *Vues*, pp.31-32).

(58) «La preuve se commence par l'information & l'interrogatoire de l'accusé, qui ne doit pas être jugé sans être entendu dans ses défenses.» (LE TROSNE, *Vues*, p.44).

(59) «Elle (= la Loi positive) lui (= au juge d'instruction) met en main un nouveau genre de pouvoir ; elle arme son bras contre un citoyen ; elle lui permet d'attaquer un être foible & sensible, par l'impression terrible des tourments, de percer à l'aide d'un instrument si acif dans le plus intime de sa conscience, & de déchirer, par l'excès de la douleur, ce voile dont l'intérêt de sa conservation l'obligeoit de se couvrir. Le juge interroge d'abord en intimidant l'accusé par l'appareil de la torture : bientôt il insiste, & le presse par l'aiguillon de la douleur, qu'il gradue, qu'il suspend ou redouble en raison des refus ou des aveux.

Quoi donc ! c'est de la force d'un accusé, de la texture de ses muscles, & de leur degré de sensibilité que va dépendre son sort ! C'est son tempérament, plutôt que son innocence, qu'on met à l'épreuve. S'il est robuste & coupable, il se sauve ; mais qui peut soutenir cette alternative sans frémir ? Il peut être faible & innocent, & il périt.» (塔屋の體足りず難詮ばら用意。Cf., LE TROSNE, *Vues*, pp.75-77).

(60)

「拷問ほど危険な發明はない。そして、そこでは、眞実が試されるのではなくて、むしろ忍耐が試されるのである。すなわち、拷問を耐えることができる者は、眞実を隠すのであり、耐えることができぬ者（もまた眞実を隠すからである）。はたして、苦痛が眞実についてありのままのことを私に語らせるであろうか、むしろ、眞実についてよりもしないことを苦痛は私に語らせるのではないか。あべこべに、容疑がかけられていることを実際にもしてはいない者が我慢強くこれららの責め苦に耐えるとしても、当該容疑となつていることを實際に行つた者が我慢強くないことがあろうか？なぜならば、責め苦を耐え抜けば真犯人にとって命拾いとなるのだから。私が思うに、この發明品の眼目とは、人間の良心のはたらきについてめぐらされた洞察に由来しているのではないか。なぜならば、思うに、犯人にしてみれば、良心により、拷問の責め苦で自らの過ちを自供することへと追い込まれ、かつ責めさいなまれるからである。そして、他方では、良心は、無罪の者を拷問の責め苦に対して耐え得るように鍛えているようと思われる。実のところを言えれば、これは、不確実さと危険でいっぱいの手段なのである。かくも苛酷な苦痛を逃れんがために、何も言わぬことがあるうか、何もしないことがあるか？まことに、『全くのところ、苦痛の責め苦により、無罪の者までもがしてもいいことを自白する』ことへと強いられるのである。従つて、無実のために死なすまいと被疑者を拷問にかける者（＝予審裁判官）は、被疑者を無実のまま拷問で死なせてしまうのである。ギリシャ人やローマ人からは野蛮だと言われても彼らほどにはこのようない点において野蛮ではない多くの民族は、未だ容疑が固まつていない被疑者を拷問にかけて切り刻むことは凄惨で残酷であると考えている。では、被疑者にとって汝ら（＝予審裁判官）の無知はどうなるのか？理由なくして死なすまいとして被疑者に対し死以上に最悪の苦痛を与えていたのだから、汝ら（＝予審裁判官）は不公正ではないのか？まさしく不公正なのである。考えてみるとよい。死刑よりも苛酷であり、時としてその苛酷さという点において死刑を上回りかつ事實上は死刑を執行したことにもなるこのような予審取調を受けるよりも、いわれなき死をひんにか被疑者が望むかを。」（括弧内は引用者が補足。«C'est une dangereuse invention que celle des gémences, et semble que ce soit plutôt un essai de patience que de vérité. Et celui qui les peut souffrir cache la vérité, & celui qui ne les peut souffrir. Car pourquoi la

douleur me fera-t-elle plutôt confesser ce qui en est, qu'elle ne me forcera de dire ce qui n'en est pas. Et au rebours, si celui qui n'a pas fait ce de quoi on l'accuse, est assez patient pour supporter ces tourments, pourquoi ne le sera celui qui l'a fait, un si beau guerdon que la vie lui étant proposé. Je pense que le fondement de cette invention vient de la considération de l'effort de la conscience. Car au coupable il semble qu'elle aide à la torture pour lui faire confesser sa faute, & qu'elle l'affoiblisse ; & de l'autre part, qu'elle fortifie l'innocent contre la torture. Pour dire vrai, c'est un moyen plein d'incertitude & danger. Que ne dirait-on, que ne ferait-on pour fuire de si grievés douleurs : *Etiam innocentes cogit mentiri dolor.* D'où il advient que celui qui le fait mettre à la gehenné pour ne le faire mourir innocent, le fait mourir innocent et gehenné. .... Plusieurs Nations moins barbares en cela que la Grecque & la Romaine, qui les appellent ainsi, estiment horrible & cruel de tourmenter & de tormbre un homme de la faute duquel vous êtes encore en doute. Que peut-il mais de votre ignorance ? Êtes-vous pas injustes, qui pour ne le tuer sans occasion, lui faites pis que de le tuer. Qu'il soit ainsi ; voyez combien de fois il aime mieux mourir sans raison, que de passer par cette information plus pénible que le supplice, & qui souvent par son âpreté, devance le supplice & l'exécute». 〔一〕  
ローマの刑罰はトーレーの「羅本ヤ使田」による。 〔二〕  
羅本ヤ使田( Cf., LE TROSNE, *Vues*, pp.77-78, note(a))。 Cf., Michel Eyquem de MONTAIGNE, «*Essais*», dans «*Montaigne - œuvres complètes*» annoté par Robert BARRAL, collection *l'Intégrale*, Aux Editions Du Seuil, Paris, 1967, livre second, chapitre 5, «*De la conscience*», p.156)。 羅本ヤ使田「中ハトーレーの羅本ヤ使田」(五木村一九六〇年著)による。  
〔三〕  
『... e la sensibilità di ogni uomo è limitata. Dunque l'impressione del dolore può crescere a segno che, occupandola tutta, non lasci alcuna libertà al torturato che di scegliere la strada più corta per il momento presente, onde sottrarsi di pena. Allora la risposta del reo è così necessaria come le impressioni del fuoco o dell'acqua. Allora l'innocente sensibile si chianerà reo, quando egli creda con ciò di far cessare il tormento. ... L'esito dunque della tortura è un affare di temperamento e di calcolo, che varia in ciascun uomo in proporzione della sua robustezza e della sua sensibilità ; tanto che con questo metodo un matematico scioglierebbe meglio che un giudice questo problema : data

p.156)。邦訳にあたっては、関根秀雄訳『モンテーニュ隨想録』(白水社、一九八三年、一七一一—一七四頁)をも参考にした。

libertà al torturato che di scegliere la strada più corta per il momento presente, onde sottrarsi di pena. Allora la risposta del reo è così necessaria come le impressioni del fuoco o dell'acqua. Allora l'innocente sensibile si chiamerà reo, quando egli creda con ciò di far cessare il tormento. ... L'esito dunque della tortura è un affare di temperamento e di calcolo, che varia in ciascun uomo in proporzione della sua robustezza e della sua sensibilità; tanto che con questo metodo un matematico scioglierebbe meglio che un giudice questo problema: data

la forza dei muscoli e la sensibilità delle fibre d'un innocente, trovare il grado di dolore che lo farà confessare reo di un dato delitto.» (レ・ベッカリア)。

(62) Cf., Cesare BECCARIA, *Dei delitti e delle pene*, in *Edizione Nazionale delle Opere di Cesare Beccaria*, volume 1, Milano, Mediolanica, 1984, pp.65-66). ベッカリア「ダニエーレ・スカルニーニ著『犯罪と刑罰』」、昭文社、昭和11年（1936年）、120—121頁。

(63) Cf., A. ESMEIN, «*Histoire de la procédure criminelle en France et spécialement de la procédure inquisitoire depuis le XIII<sup>e</sup> siècle jusqu'à nos jours*», Paris, 1882, pp.363-364. [中井編『一八世紀トヨハクセイヒンシキ』、九八—一〇〇頁]。

(64) « M. Pothier excellait en cette partie (= jugement des affaires criminelles) par sa justesse et sa pénétration. Il étoit également propre à toutes les fonctions du magistrat, et les a toutes remplies. On évitoit seulement de lui distribuer des procès criminels dans lesquels on prévoyoit que la question pouvoit être ordonnée, parce qu'il ne pouvoit en supporter le spectacle : impuissance qui procède beaucoup plus de sensibilité des organes physiques que du sentiment moral.» (ダニエーレ・スカルニーニ著『犯罪と刑罰』)。 Cf., LE TROSNE, *Eloge*, p.52).

« La question a déjà contre elle l'exemple de plusieurs peuples modernes qui l'ont réprouvée, & qui regardent comme un des effets des avantages de la civilisation, de l'avoir abolie. Pourquoi ne désirerions-nous pas de voir la France suivre un exemple qui l'aurait dû donner, & cet usage, si contraire au moeurs d'une Nation douce & policiée, reléguée dans ces Tribunaux odieux érigés par le fanatisme....» (Cf., LE TROSNE, *Vues*, pp.80-81).

## 五 わかばにかわ

以上、ルートロームの残しておいた『體操の分析から次のる筋肉指導の問題』。

第一には、彼がオルレアン大学での法学士号を取得するために書き上げた『自然法と市民法（ローマ法）との体系的比較』の中には近世自然法論からの強い影響が認められる。当時、フランスの大学法学部では自然法論が制式な学科目として講じられることがなかつたことからすると、これは、例えば、大学外でオルレアンの法曹が集う研究会の場を通じてポティエなどの先輩法律家に接していくルトローヌが着想を得たのではないかと考えられる。一八世紀オルレアンには、狭いサークルながらも、ヨーロッパ的規模で胎動していた近世自然法論の確固とした橋頭堡が築かれていたのである。

なお、一七五〇年にプレボオ・ド・ラ・ジャネスの死亡により後任の「王立フランス法教授」に就任したポティエが、ジャネスに引き続いで研究会を自宅にて毎週水曜日に開催していくかたわら、教育方法に幾つかの改善を試みることにより、衰退に瀕していたオルレアンの法学校は、一時的にではあれ、建て直された。ジャネスに続いてポティエ、ジャネスらの法学者が輩出し得た一つの理由は、「王立フランス法教授」制度によるところが大きいと判断してよい。しかし、一七七二年にそのポティエが死去してからは、法学校は再び衰退化し、ついには、フランス大革命に伴い、廃止された。幸いなことに、古法時代のフランス私法学は、近世自然法論の成果をも部分的に吸収しながら、ポティエによつて集大成されていた。このような蓄積が後に一八〇四年のフランス民法典編纂の際に大いに活用されたのであった。

第二には、『司法官の現状とその退廃に関して』、『刑事裁判に関する省察』という二論稿からは次のことを指摘できるよう思う。ルトローヌは早くからポティエに私淑し、オルレアン上座裁判所付検事として生涯を終えた。しかし、単なる「法を執行するだけの機械」としての法曹ではなく、エコノミストの立場から国制をめぐる議論に関与し、刑法については、ベックリーアらの拷問廃止論の論陣に与するだけの時代感覚を彼はそなえていたのだつ

た。

ポティエが一八世紀フランス私法学の集大成者であることは異論のないところであろう。現存する数編の評伝が伝える限りでは、彼は法解釈学に沈潜し、かつ私法学の体系化以外のことには極めて冷淡であった。しかし、彼がその生涯の大部分を送ったオルレアンはパリ郊外に位置する古都である。パリを舞台に繰り広げられた、一八世紀フランスの法と正義をめぐる様々な諸相は、この古都をも見逃しはしなかつた。ポティエ自身が無関心ないしは反発を示していたとはしても、その高弟として身近に接していたルトローヌを介して、時代の様々な知的潮流やオルレアン上座裁判所をめぐる諸問題がこのように「よく身近に迫っていたのである。

〔付記〕本稿の原型となつたものは、第四回法制史学会研究大会（一九九七年一〇月四／五日、於甲南大学）でのミニシンポジウム「近世における国制と法の諸相」の一環で私が担当した口頭報告「一八世紀オルレアンの法曹界——ギヨーム・フランソワ・ルトローヌ（一七二八—一七八〇）周辺の法文化について」である。黒田忠史教授（甲南大学法学部）の御厚意で、小論文という形に縮めて発表させていただいたことがある（法制史学会編『法制史研究 四八』、創文社、一九九九年、一八〇—一八五頁に所収）。紙数制約での時に省略せざるを得なかつた資料等を援用し、大幅に加筆したものが本稿である。学会報告の機会を与えてくださつた黒田教授は申すまでもなく、助言と史料コピーを御提供下さつた花澤孝雄氏（エックス・リブリス社代表取締役）、田中実助教授（南山大学法学部）、石井三記教授（名古屋大学法学部）、Dr. Rudolf Meyer-Prizl (Privatdozent an der Fakultät der Recht- und Wirtschaftswissenschaft der Universität des Saarlandes), M. Ph.-G. Richard (Le directeur des Archives départementales du Loiret), Département des manuscrits de la Bibliothèque Publique et Universitaire de Genève, Médiathèque Orléans, 以上の方々ならびに関係諸機関にこの場を借りて御礼申し上げる（一〇〇〇年一月二八日脱稿）。